

完了実績報告の提出期限についてのお知らせです。

完了実績報告の提出期限は、事業完了（竣工引渡かつ契約額全額精算済）の1か月後、または、次の提出期限のいずれか早い方です。遅れないように提出してください。

完了実績報告提出期限 令和2年9月30日(水) 必着（期限厳守）

なお、大雨や積雪等の自然災害の影響や新型コロナウイルス感染拡大の影響等により事業完了が遅れ、令和2年9月30日(水)までに完了実績報告書の提出ができない場合は、「**延長申出書**」を**令和2年9月30日(水) <必着>**までに提出することにより完了実績報告の提出期限を下記のとおり延長いたします。

売買契約による住宅において上記と同じ理由で令和2年9月30日(水)までに完了実績報告書の提出ができない場合は、**令和2年9月30日(水)の時点で売買契約が締結されている住宅に限ること**といたします。

すでに事業完了しているすべての住宅・建築物は、今回お伝えしている延長の対象となりませんのでご注意ください。また、**現時点で事業完了後1か月を過ぎている住宅・建築物は、至急、完了実績報告を提出**してください。

令和2年9月30日(水)までに「**延長申出書**」を提出した住宅・建築物の完了実績報告提出期限 **令和2年12月1日(火) または 事業完了の1か月後のいずれか早い方の日 必着（期限厳守）**

《重要》

次の何れかに該当する場合は、完了実績報告を受付けられませんので、事業廃止の手続きを行っていただきます。

- **令和2年9月30日(水)**までに完了実績報告書の提出もしくは「**延長申出書**」の提出がされない場合
- 「**延長申出書**」を提出しても、**令和2年12月1日(火)**までに事業完了の上、完了実績報告書の提出ができなかった場合

なお、令和元年度事業においては、最終期限間際の提出が非常に多くなることが見込まれています。**令和2年12月1日(火)までに完了実績報告書を提出された場合でも、対応する時間が限られるため、書類に不備や不足がある場合は、補助金交付の対象とならないことがありますので、予めご了承ください。**